

紹介者割引約款

1. 適用対象者

紹介者：現在、桜塾に通われている小学生～高校生（浪人生含む）の生徒およびその保護者の方が対象となります。

被紹介者：上記、紹介者から紹介された小学生・中学生・高校生・高卒浪人生の生徒およびその保護者の方が対象となります。

（１）高３生、浪人生の紹介者、被紹介者の方の場合、９月以降のご紹介は対象外となります。

（２）小６生・中３生の紹介者、被紹介者の方の場合、９月以降のご紹介については、中学・高校入学後も継続して通塾する場合、対象となります。

2. 適用期間

紹介者：紹介者が入塾した 翌月と、その５ヶ月後（６ヶ月目）の授業料が２回対象となります。

非紹介者：入塾いただいた 翌月と翌々月の授業料が２回対象となります。

3. 割引上限回数

紹介者：入塾後１回のみ、本割引を適用できます。２回目以降の紹介においては、被紹介者の方が入塾した翌月の授業料から２０％割引となります。２０％割引について上限回数はありません。

被紹介者：入塾後１回のみ、本割引を適用できます。退塾、休塾ののち、再度入塾または復塾された際には適用できません。

4. 割引上限額（１ヶ月につき）

２０，０００円（税込み）

5. 用語および、その他注意事項

（１）授業料とは授業に関する料金であり、入塾金、教材費、桜手帳、塾保険費などの諸費用とは別となります。

（２）１ヶ月分の支払い金額が２０，０００円を下回る場合、各自治体等の助成金の適用はできません。

（３）本割引は、他割引と併用はできません。

（４）本割引は、同一世帯での紹介には適用できません。（例：兄が通っており、妹を紹介するなど）

この約款は平成 30 年度 1 月 15 日より適用されます。